

監査委員公表第4号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和5年12月25日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 善波 宣雄

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の実施日

令和5年11月1日（水）

3. 監査を行った監査委員

監査委員 間中 晟

監査委員 善波 宣雄

4. 監査対象とした部課等

政策部財務課

都市部生活環境課

都市部産業振興課

農業委員会事務局

5. 監査の範囲

令和5年度9月末における財務並びに事務の執行状況

6. 監査の実施内容

財務に関する事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼として、監査説明書により書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

7. 所掌事務の概要

(1) 財務課

予算編成、基金の管理、入札の執行、公有財産管理の統括調整、普通財産の管理、処分及び貸付、共用自動車の管理及び庁舎等所管施設の維持管理に關すること等を担当している。

(2) 生活環境課

環境政策、地球温暖化対策、ごみの減量化・資源化、環境保全、環境衛生センターの運営管理、一般廃棄物の収集運搬処理に關すること等を担当している。

(3) 産業振興課・農業委員会事務局

産業振興課は、農林水産業の振興、農作物への有害鳥獣被害防止、商工業の振興、観光及び特産物の普及、紹介に關すること等を担当している。

農業委員会事務局は、委員会の招集発議及び議事録の調整、農地利用増進事業に關すること等を担当している。

8. 監査結果

各課（局）とも令和5年度予算の執行及び所管業務等財務に關する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

以上